

平成23年度

総 会 議 案 書

と き 平成23年7月25日(月)  
午前10時30分  
ところ ルビノ京都堀川

京都府内国有林野等所在市町村長協議会

京都府内国有林野等所在市町村長協議会 名簿

H23.7.30 現在

市 町 村	氏 名	備 考
京 都 市	門 川 大 作	代表世話人
福 知 山 市	松 山 正 治	
舞 鶴 市	多々見 良 三	
綾 部 市	山 崎 善 也	
宇 治 市	久 保 田 勇	
宮 津 市	井 上 正 嗣	
亀 岡 市	栗 山 正 隆	
京 丹 後 市	中 山 泰	
南 丹 市	佐々木 稔 納	
木 津 川 市	河 井 規 子	
井 手 町	汐 見 明 男	
宇 治 田 原 町	奥 田 光 治	
京 丹 波 町	寺 尾 豊 爾	
伊 根 町	吉 本 秀 樹	
与 謝 野 町	太 田 貴 美	
京都大阪森林管理 事務 所	外 山 武 比 古	

平成23年度  
京都府内国有林野等所在市町村長協議会  
総会議事次第

- 1 開会
- 2 代表世話人挨拶
- 3 近畿中国森林管理局挨拶
- 4 議事
  - (1) 第1号議案 平成22年度事業実績の承認について
  - (2) 第2号議案 平成23年度事業計画(案)の承認について
- 5 近畿中国森林管理局からの取組報告等
- 6 京都大阪森林管理事務所からの取組報告等
- 7 意見交換
- 8 その他
- 9 閉会

## 第1号議案

### 平成22年度事業実績の承認について

平成22年度の事業実績を下記のとおり報告する。

#### 1 協議会総会の開催

日 時 平成22年 8月23日(月)  
場 所 京都市 ルビノ京都堀川  
概 要 15市町が出席。  
「平成21年度事業実績」並びに  
「平成22年度事業計画(案)」を承認。

#### 2 近畿中国森林管理局管内国有林野等所在市町村長連絡協議会への出席

日 時 平成22年10月27日(水)  
場 所 近畿中国森林管理局 大会議室  
概 要 代表世話人 宮津市長(代理(現)宮津市産業振興室  
藤田副室長)が出席。

#### 3 京都府内及び大阪府内国有林野等所在市町村長協議会の現地見学会の開催

日 時 平成22年11月25日(木)  
場 所 由良川流域における森林共同施業団地協定箇所  
(京都府綾部市 公社有林、古屋国有林、府有林)  
概 要 京都府内6市が参加。

## 第2号議案

### 平成23年度事業計画（案）の承認について

平成23年度の事業計画（案）を以下のとおり提案する。

#### 1 協議会総会の開催

日 時 平成23年7月25日（月）  
場 所 京都市 ルビノ京都堀川

#### 2 近畿中国森林管理局管内国有林野等所在市町村長連絡協議会への出席

日 時 平成23年10月下旬～11月中旬頃予定  
場 所 近畿中国森林管理局予定（大阪市）

#### 3 現地見学会の開催（大阪府内国有林野等所在市町村長協議会との共催）

日 時 平成23年11月中旬  
(案) 場 所 京都市（鞍馬山国有林）（予定）  
内 容 低コスト造林を目指してのコンテナ苗及びセラミック苗の植付け実演。（予定）

## 京都府内国有林野等所在市町村長協議会規約

### (名称)

第1条 本協議会は、京都府内国有林野等所在市町村長協議会（以下「協議会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 協議会は、京都府内国有林野等所在市町村と近畿中国森林管理局京都大阪森林管理事務所の連携の強化を図り、もって地元農山村の社会経済の発展と国有林野事業の円滑な遂行に寄与することを目的とする。

### (協議事項)

第3条 この協議会は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる事項について地域社会との意思疎通を図り、その要請等を国有林野事業の運営に適切に反映させるよう努める。

- (1) 国有林野等の所在する地域の国土保全及び水資源のかん養等国有林野の有する公益的機能の発揮に関する事項
- (2) 国有林野等の所在する地域の農林業及び関連産業の振興に関する事項
- (3) 保健休養機能等を有する森林の保護及び利用に関する事項
- (4) 国有林野等の活用に関する事項
- (5) 国有林野等の所在する地域における就業機会の確保に関する事項
- (6) その他第2条の目的を達成するために必要な事項

### (組織)

第4条 協議会は、京都府内における国有林野等の所在する地域の市町村長と当該国有林野等を管轄する京都大阪森林管理事務所長をもって構成する。ただし、必要に応じて、近畿中国森林管理局、国の地方出先機関並びに地方公共団体の職員及び関係民間団体の代表者を参加させることができるものとする。

### (役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

代表世話人 1名

2 役員は、京都府内国有林野等所在市町村長の互選により選任し、任期は2年とする。

但し、再任をさまたげない。

(会議の開催)

第6条 協議会の目的を達成するため、代表世話人と京都大阪森林管理事務所長の招集により、年1回会議を開催し、次の事項を付議する。ただし、会議は、必要に応じて、臨時に開催することができる。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 事業実績に関する事項
- (3) 規約の改廃に関する事項
- (4) その他必要な事項

2 会議では、第1項の事項の付議に加えて、京都大阪森林管理事務所より、事業内容について報告を行う。

(連絡協議会への参加)

第7条 近畿中国森林管理局管内の府県協議会間の連絡調整を図るため、近畿中国森林管理局管内国有林野等所在市町村長連絡協議会の招集があった場合は、協議会から代表世話人及び京都大阪森林管理事務所長が参加する。

(経費)

第8条 協議会の運営に必要な経費は、京都大阪森林管理事務所が負担する。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、京都大阪森林管理事務所の総務担当に置く。

付則

平成21年8月24日改正